

「なにわのみや1400プロジェクト」運営規定

(目的)

第1条 史跡難波宮跡附法円坂遺跡(南部ブロック)(以下「難波宮跡」という。)において、難波宮跡の知名度向上を目指すとともに、市民等を中心とした様々な活動の組成および活性化を目的とし、市民等とともにつくり育て、進化し続ける史跡として、将来にわたって多くの人が集まり交流する空間となることの達成に向け、「なにわのみや1400プロジェクト」(以下「本事業」という。)を行うものとする。

(事務局)

第2条 本事業の事務局を、難波宮跡内に置く。

- 2 事務局は、市民等の主体的な活動を誘起し、企画・運営を補助する。
- 3 事務局は、特定非営利活動法人トイボックスが担う。

(プロジェクト)

第3条 事務局が承認した活動を「プロジェクト」という。

- 2 プロジェクトは、難波宮跡の知名度向上に寄与する内容を含むものとする。

(主催者)

第4条 難波宮跡において、本事業の目的に則り、プロジェクトを実施しようとする市民等を「主催者」という。ただし、暴力団等の反社会的勢力及びそれに属する個人、または密接な関係を有する個人及び団体に該当する者は除く。

- 2 市民等とは、市在住・在勤・在学の者に限らないものとする。
- 3 主催者は、事務局にプロジェクトについて申請し、承認を受けることで、プロジェクトを実施することができる。
- 4 主催者は、自らの責任と費用負担においてプロジェクトを実施するものとする。

(プロジェクトに係るサポート・手数料)

第5条 主催者は、承認を受けたプロジェクトについて、Webサイトでの広報・クラウドファンディング・集客・活動場所の事前確保・運営補助等のサポートを、事務局から受けることができる。

2 事務局は、前項記載のサポートのうち、Web サイトでの広報・クラウドファンディングに対し、主催者から手数料を受けることができる。手数料については別に定めるものとする。

(プロジェクトの申請)

第6条 主催者は、事務局または専用の Web サイトを通じて申請を行うものとし、申請を行う際に以下について記載するものとする。

- (1) 主催者名：個人名・団体名・法人名・店舗名・事業所名など
- (2) 代表者氏名、住所、電話番号、メールアドレス
- (3) 実施希望日時
- (4) プロジェクトの目的、具体的な活動内容
- (5) 実施場所・面積
- (6) 参加人数（想定）
- (7) 参加者からの料金徴収有無、金額
- (8) クラウドファンディングシステム利用希望有無

2 主催者は、前項記載の代表者に係る本人確認書類を事務局に提示するものとする。

3 実施日時等については、大阪市などの公共事業や既に予定されている他催事等が優先するものとする。

4 事務局は、本条第1項の申請内容を確認し、必要に応じて大阪市と調整を行ったうえで、承認の可否を代表者に通知する。

(プロジェクトの承認の制限)

第7条 事務局は、下記に該当する行為等を含む活動については、本事業のプロジェクトとして承認しない。

- (1) 営利を目的とする行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他の利用者の安全性を確保できない行為
- (4) 難波宮跡の地下遺構及び遺構表示などの毀損につながる恐れのある行為
- (5) 遺体の設置、読経・焼香などを行う葬儀・法事・式典
- (6) 宗教団体等による祭事全般、布教活動、入会・入信・寄付等の勧誘行為
- (7) 政治団体等による入会・入党・寄付等の勧誘行為
- (8) 選挙に関する立会演説会、講演会
- (9) 暴力団等の反社会的勢力及びそれに属する個人、または密接な関係を有する個人及び団体による行為
- (10) ねずみ講・マルチ商法による販売・契約・勧誘行為

- (11) ヘイトスピーチ
- (12) 医療・施術行為（整体・マッサージなど）
- (13) 占い行為
- (14) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する用途
- (15) 酒類販売を主目的とした用途
- (16) 騒音・振動に関する法令に抵触する、または著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (17) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (18) 悪臭・異臭を伴う活動、強い臭いを残す物品の使用及び持込
- (19) 危険行為や暴力行為、危険物等の持込
- (20) バーベキュー・花火・たき火等の火気の使用を伴う行為
- (21) 球技（野球・ゴルフ等）や、スケートボードを使用する行為
- (22) 難波宮跡の独占的な使用、長期間の使用、大型の会場設備などを要する行為
- (23) そのほか、本事業の目的に適さないと事務局が判断する行為

（営利活動の判断）

第8条 前条(1)について、以下に該当するときは営利を目的とする活動と判断し、本事業のプロジェクトとして承認しない。

- (1) 販売・契約等の営業行為を行い、その収益を営利法人または営利を目的に活動する個人事業主として申告するとき。
- (2) 前項の営業行為に係る宣伝・説明・体験などの広報・販促行為を行うとき。
- (3) 個人的な資産、財産の活用、及びその収益に関する使用のとき。
- (4) 営利法人に所属する企業会員または営利を目的に活動する個人事業主が、新規会員の獲得や商品・商材の販促、会員・事業者同士の交流などの目的で事業や催事を行うとき。
- (5) そのほか、営利法人または営利を目的とする個人事業主、営利法人に所属する企業会員の収益となり得る事業や催事を行うとき。またその経営または収益に関わる事業や催事を行うとき。

2 前項に関わらず、以下に該当するときは本事業のプロジェクトとして承認することがある。

- (1) 難波宮跡の歴史的特性を踏まえた、史跡と関連性、親和性のある活動で、活動費や材料代程度の金額を参加費や商品代として徴収するとき。
- (2) 収益を災害支援やボランティア団体、慈善事業などに寄附する目的で販売を行う催事など、公共性・公益性が高いと特別に認められる場合、その活動や事業に関連する物品の販売や活動の宣伝を行うとき。

- (3) 演奏・パフォーマンスの発表や作品展示等の活動で、その活動に関係するパンフレットやDVD、一部の作品など既製品ではない物品の販売を行うとき。
- (4) そのほか、事務局が認めたとき。

(プロジェクトの承認の取り消し)

第9条 以下に該当する場合、事務局は承認を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽の記載や隠ぺい等があった場合。
- (2) 主催者・関係者又はプロジェクト内容等が、第4条及び第7条に記載する制限事項に該当すると事務局が判断した場合。

2 既にプロジェクトの活動が開始されている場合、事務局はその活動を直ちに中止させることができる。主催者は事務局の指示に従い、速やかに活動を中止するものとする。

3 承認の取り消しや、活動の中止に伴い発生する損害に関して、事務局はその責を負わず、いかなる損害の補償も行わない。

(プロジェクト完了時の報告・承認)

第10条 主催者は、活動終了後、適切に撤去作業等を行い活動前の状況に戻し、事務局へ報告し、承認を得るものとする。

(個人情報等の取扱い)

第11条 事務局は、主催者・代表者等の個人情報等の取扱いには十分注意し、住所、氏名、電子メールアドレス等については、個人情報の保護に関する法令等に基づき適正に管理し、本事業の目的以外には利用、提供しない。

(定めのない事項)

第12条 本規定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本規定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、事務局及び主催者などの関係者で協議し、これを定める。

以上の内容で規定を定め、本事業を実施するものとする。

【付則】

本規定は、2023年10月4日から実施する。